

名古屋市立吹上幼稚園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	名古屋市教育委員会
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号	052-961-1111
代表者氏名	名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

第2 利用施設

施設の種類	幼稚園
施設の名称	名古屋市立吹上幼稚園
施設の所在地	名古屋市昭和区吹上町一丁目27番地
連絡先	電話 052-731-8766 FAX 052-731-8771
管理者	園長 小出 以都世
開設年月日	昭和25年4月1日
開設時間	8:45~14:00 (預かり保育を実施する日は17:00)
対象児童	3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児
令和5年度 利用定員	3歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生まれ) 25人 4歳児(平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれ) 30人 5歳児(平成29年4月2日~平成30年4月1日生まれ) 30人

第3 施設の目的・運営方針

名古屋市立吹上幼稚園(以下、「本園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営します。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,376 m ²
	園庭	1,250 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	752.62 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	5室	ひよこ組(3歳児クラス)、うさぎ組(4歳児クラス)、きりん組(5歳児クラス)、遊びの部屋(1室)、絵本の部屋
遊戯室	1室	
職員室	1室	※保健室と兼用
応接室	1室	

第5 職員の配置状況

本園では、「幼稚園設置基準(昭和31年12月13日文部省令第32号)」の定める基準を遵守し、教育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
教諭(主任)	1	1	—	
教諭	3	3	—	
学校用務業務員	2	—	2	

※ その他、必要に応じて非常勤講師等を配置しております。

第6 職員の勤務体制

職種	勤務時間
園長及び教諭	午前8時30分～午後5時
学校用務業務員	午前8時～午後2時45分
	午前9時45分～午後4時30分

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 教育活動を行う日・時間

(1) 通常の教育時間（教育課程に係る教育）

曜日	教育時間	計
月	午前8時45分～午後2時00分	5時間15分
火	同上	同上
水	同上	同上
木	同上	同上
金	同上	同上
週合計時間		26時間15分

- ※ 学年や発達の時期に応じて適宜考慮します。
- ※ 行事等で特別時間（11時30分降園）となる日もあります。
- ※ 詳細は、毎月の行事予定でお知らせします。

(2) 預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動）

	預かり保育時間	計
月～金	教育課程に係る教育時間の終了後～午後5時	3時間～
長期休業中 (年末年始・盆等 を除く)	午前9時00分～午後5時00分	8時間

- ※ 園行事等により、開催のない日もあります。
- ※ 詳細は、毎月の行事予定でお知らせします。

(3) 休業日

長期 休 業	学年始め休業日	4月1日～4月6日まで
	夏季休業日	7月21日～8月31日まで
	冬季休業日	12月24日～翌年1月6日まで
	学年末休業日	3月25日～3月31日まで
振替休業日		運動会や保育参観等の行事を休業日に行うときには、休業日を振り替えます。
臨時の休業日		非常災害その他急迫の事情があるときや教育の実施上特に必要と認められるときには、臨時に休業日を設定することがあります。

- (4) 心身に障害のある園児の教育・保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第8 教育活動の内容

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。

本園では、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科科学省告示第62号)及び教育委員会が定める基準に基づき、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行います。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めます。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として教育のねらいが総合的に達成されるよう努めます。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うように努めます。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成します。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境の構成に努めます。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにするよう努めます。

(4) 一日の流れ

時 間	活 動	
8 : 4 5 ~ 9 : 0 0	★ 登 園 ★ 指導計画に基づいた教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の方と一緒に登園します。 ○ 先生や友達と一緒に遊びます。 ~ ままごと、積み木、ブロック、電車ごっこ、紙や空き箱などを使った製作、かけっこ、砂遊び、鬼ごっこ、自然物を使った遊び、水遊びなど ~ ○ 遊んだあとは片付けをします。 ○ 先生やクラスの友達と一緒に行事や遊びを楽しみます。 ~ みんなで、歌を歌ったり、ゲームを楽しんだりします。~
1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 ごろ	★ 昼 食	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラスの友達や先生と一緒に弁当を食べます。
1 2 : 3 0 ごろ	★ 指導計画に基づいた教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼食後、先生や友達と遊びます。 ~ ボール遊び、フープ、なわとび、滑り台、鉄棒、三輪車、ままごと など ~
1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0	★ 降 園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先生に絵本や紙芝居を読んでもらいます。 ○ 今日の出来事や明日のことを先生と一緒に話合います。
1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 ごろ	☆ 園庭開放	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の方と一緒に降園します。 ○ 園庭で保護者の方や友達と遊びます。 ※ 預かり保育を利用するお子さんは預かり保育の部屋へ行きます。
1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	☆ 預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援の一環として園で預かり保育を行っています。

(5) 年間行事計画

行事 月	儀式・ 園内行事	園外保育・その 他	保健関係	安全教育	保護者会
4	入園式 始業式 誕生会	散歩		避難訓練 (非常ベル)	個人懇談会 学級懇談会
5	誕生会 ミニ SL	散歩	内科検診 身体測定 尿検査	避難訓練(地震・ 緊急速報) (預かり保育時)	子育て相談
6	誕生会 運動会 みるまなぶダンス プール開き	科学館見学	歯磨き指導 歯科検診	避難訓練(地震)	保育参加
7	七夕会 誕生会 終業式	昭和スポーツセンター プール指導		避難訓練 (地震・火災) 交通安全指導	個人懇談会 保護者会
8	登園日 誕生会				
9	始業式 誕生会	昭和スポーツセンター プール指導	身体測定	防災訓練(園児引 き渡し)	
10	誕生会	散歩 遠足		避難訓練 (地震・火災)	
11	誕生会 教育文化祭 もちつき	小学校接続单元 散歩		避難訓練 (2次避難) (預かり保育時)	個人懇談会
12	お楽しみ会 誕生会 終業式			防犯訓練 消防署見学	学級懇談会 保育参観 保護者会
1	始業式 誕生会		身体測定	避難訓練 (地震・火災)	
2	豆まき 生活発表会 誕生会	小学校授業参観		避難訓練 (火災)	
3	ひなまつり 誕生会 お別れ会 修了式 終業式			避難訓練 (非常食の試食)	保護者会 学級懇談会

※ 月、内容については変更になる場合もあります。詳細は月のたよりでお知らせします。

(6) 安全指導

月項目	4	5	6	7・8	9	
行事	入園式・始業式 定期健康診断	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き 運動会	終業式	始業式 園外保育・遠足	
安全 教育	生活安全	○園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具、用具の使い方 ・小動物へのかかわり方 ・困ったときの動き方 ○園外保育での安全な歩き方	・生活や遊びの中で必要な遊具や用具の使い方 ・小動物の世話の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下や室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○乗り物に関する約束 ・車中や公共の場での過ごし方	○夏季休業中の生活について（家庭での過ごし方） ・知らない人についていかない ・外出時の約束	○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束 ・遊具や用具の安全な使い方 ○戸外で体を十分に動かして遊ぶ
	交通安全	○安全な登降園の仕方 ・交通安全の約束	○道路の安全な歩き方 ・標識、表示等の意味や安全確認 ・園外保育を通じた交通安全の約束	○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方	○交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路で遊ばない ・自転車に乗るときの約束 ・道路の横断の仕方	○遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	○避難訓練の意味や必要性 ・避難訓練の合図 ・防災頭巾のかぶり方	○避難訓練（地震） ・緊急地震速報 ○避難の仕方 ・3・4歳児：集合場面 ・5歳児：自由に活動している場面 ・預かり保育時 ・靴を履き替えずに避難 ・机の下に潜る ・手に持っているものを置いて避難	○避難訓練（地震） ・教師の指示を聞いての避難	○避難訓練（地震・火災） ・自由に活動している場面 ・地震から火災が起きたときの避難の仕方	○避難訓練（園児引き渡し） ・大地震が起きるときの避難の仕方 ・安全な場所で保護者へ引き渡し訓練（保護者は徒歩）
安全管理	○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	○園外保育・遠足等の目的地の実地調査 ○防災計画、防犯マニュアルの作成と理解の共有	○幼児の動線を考え、室内で安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、遊びの遊具、用具の安全点検 ○プールの水質、温度の管理	○夏季休業中は、園舎内外の施設設備の見回り ○新学期に向け、園舎内外の清掃、遊具・用具の安全点検	○使い慣れた遊具、場所の安全指導 ○危険な行動に対する教職員間の共通理解と指導	
家庭地域との連携	保護者会、園だよりで ○園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡 ○通園状況の把握 ○絆ネットの登録 ○春の交通安全運動	保護者会、園だよりで ○内科検診、身体測定の結果通知、健康で安全な生活についての意識の高揚 ○絆ネットの確認	保護者会、園だよりで ○水遊びのための健康管理 ○夏の生活で必要な安全 ・雨天時の歩行 ・食中毒への配慮 ・熱中症への配慮	保護者会、園だよりで ○交通安全、防犯についての注意喚起 ○夏季休業中の過ごし方 ○生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼	保護者会、園だよりで ○警戒宣言発令時の避難行動、引き取り訓練 ○秋の交通安全運動 ○近隣協力員、警察等との情報交換	

10	11	12	1	2・3
園外保育・遠足	園外保育・遠足	もちつき 終業式	始業式	節分、生活発表会 修了式、終業式
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール、縄、フープ等の扱いと片付け ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具、用具の安全な使い方、片付け方 →	○体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ・かぜの予防 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりに気付き、自分から守ろうとする ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方 →	○身の回りの安全に自ら気付き、判断したり行動したりする ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 →
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の補助いすの乗り方やヘルメットの直用、道路の渡り方	○登降園時、園外保育時の交通ルール ・自分の耳と目で確認する習慣 ○公共交通機関の利用の仕方 ・乗り降り、車中での安全な過ごし方	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅しているときの行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確認する習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断	○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活
○避難訓練（地震・火災） ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行	○避難訓練（地震） ・第2次避難場所まで避難消防署の職員による指導 ・預かり保育時	○避難訓練（防犯） ・不審者が侵入した時の避難の仕方 ・室内での遊び、遊び場での安全管理、教職員同士の連携・調整	○避難訓練（地震・火災） ・近くにいる教職員の指示 ・大きな揺れ、火災が起きた時の自分の身の守り方	○避難訓練（火災） ・予告なし ・非常食の試食
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○バス、鉄道を利用した遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて、遠足の現地調査	○暖房設備の点検、使用するための準備 ○かぜ、インフルエンザ流行等の情報収集、手洗い、うがいの励行 →	○暖房の温度、換気への配慮 ○積雪時の園庭、園舎の安全確認	○1年間の安全点検の反省・評価 ○次年度の防災組織の再編成
保護者会、園だよりで ○戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼	○消防署の指導により ・起震車での地震体験 ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方	保護者会、園だよりで ○手洗い、うがいの励行と習慣化 ○冬休み中の健康で安全な生活について周知 ○年末年始の防犯、防災活動に関心がもてるよう幼児に伝える	保護者会、園だよりで ○積雪時、除雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について、連絡と協力依頼	保護者会、園だよりで ○就学に向けての心構え ○学年末、学年始め休業中の生活について連絡 ○登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認

(7) 障害のある幼児の保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な幼児を幼稚園で受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、該当の幼児に対する理解を深めます。

(8) 預かり保育

通常の教育時間後や長期休業期間中などに園児のうち希望者を対象に預かり保育を実施します。

預かり保育では、家庭や地域における幼児の生活を考慮し、落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、担当の先生や異年齢の友達と一緒に過ごします。

(9) 子育て支援事業

文化的体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、園児の豊かな感性を育む、幼稚園心の教育推進プランを実施しています。

また、未就園児への園舎や園庭の開放や「遊びの会」・子育て相談などの事業を実施します。

※ 子育て支援事業の実施日については、別途お知らせします。

第9 利用料金

教育の実施に要する実費にかかる利用者負担額として、別表に掲げる費用をお支払頂きます。お支払い方法については、別途お知らせします。

第10 利用の終了に関する事項

退園の際には、その理由を付して、保護者署名のうえ、園長に届け出てください。

第11 病気・けがへの対応

(1) 園医等

園医	小川 麻子
歯科医	中村 潤一
薬剤師	鈴木 弘子

(2) 災害共済給付制度への加入（任意）

本園では、教育活動中のけが及び通常通りの通園経路でのけが（第三者行為は除く）に備えるため、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入をご案内しています。入園時に、加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金をお支払いいただきます。これにより、治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。詳細な案内は、入園時にお渡しします。

第12 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は下記の医療機関への連絡を行います。

かかりつけ医など、指定の医療期間がある場合には、あらかじめお知らせください。

内科・小児科

医療機関の名称	ごきそレディスクリニック
医師名	小川 麻子
所在地	名古屋市昭和区阿由知通3丁目10
電話番号	052-732-9733

外科

医療機関の名称	阿由知通山路整形外科
医師名	山路 倫生
所在地	名古屋市昭和区阿由知通2丁目6-2
電話番号	052-735-6263

歯科

医療機関の名称	ジュン歯科クリニック
医師名	中村 潤一
所在地	名古屋市昭和区折戸町4-6-14
電話番号	052-752-8148

第13 非常災害対策

【震度5強以上の地震が発生した場合】

- 1 在宅中の場合 幼稚園から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。
- 2 在園中の場合 状況に応じて降園させますので、安全を確認して幼稚園に迎えに来てください。保護者または代理の方の身元を確認した上で直接お子さんを引き渡します。
- 3 登降園中の場合 そのまま安全に十分気をつけて帰宅してください。
- 4 園外保育中の場合 出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記1～3の措置を講じます。出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処します。

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

- 1 在宅中の場合 幼稚園から連絡があるまでの間、臨時休業とします。
- 2 在園中の場合 状況に応じて、保育を中止します。安全を確認して幼稚園に迎えに来てください。保護者または代理の方の身元を確認した上で直接お子さんを引き渡します。
- 3 登降園中の場合 そのまま帰宅してください。

【暴風警報が発表された場合（名古屋市）】【名古屋市に特別警報が発表された場合】

- 1 午前6時までに警報、避難指示、特別警報が解除されない場合は、午前中の保育を中止します。
- 2 午前6時から午前11時までに警報、避難指示、特別警報が解除された場合は、午後の保育をします。昼食をすませて12時30分までに登園させてください。
- 3 午前11時を過ぎても警報、避難指示、特別警報が解除されないときは、その日の保育を中止します。
- 4 保育時間中に警報が発表された場合は、すぐに降園させますので、迎えに来てください。
- 5 保育中に避難指示・特別警報が発令された場合は、園児は幼稚園で待機します。安全確認をした上で、すぐに幼稚園に迎えに来てください。

【大雨・洪水・高潮・大雪警報が発表された場合（名古屋市）】

- 1 原則として、平常どおり保育をします。ただし、各家庭により事情が違うので、保護者の判断で登園してください。
- 2 登園が危ぶまれる場合は、幼稚園から緊急連絡網でお知らせすることもあります。
- 3 登園を遅らせる場合、降園を早くする場合など変更のある場合は、メールでお知らせします。

- ラジオ・テレビ等の情報で判断していただき、幼稚園への問い合わせ電話は、ご遠慮ください。
- 注意報については、上記の事項は関係ありません。
- 警報発表中は、お子さんを外に出さないようご注意ください。
- 警報発表中は、テレビ等で市教育委員会からの放送がある場合もありますのでご注意ください。
- 強い台風が名古屋市を通過する確率が非常に高いと事前に判断できる場合は、前日に教育委員会が休園措置を決定する場合があります。その場合、前日の昼（午前12時）までに、教育委員会から直接、「なごやっこあんしんメール」にて通知されます。加えて、教育委員会のホームページでも休園についてお知らせされます。

ホームページのタイトル「名古屋市立幼稚園、小、中高等学校の臨時休校に関するお知らせ」

ホームページアドレス：<https://www.nagoya-c.ed.jp/edu/>

- 前日に、教育委員会が休園措置を決定した場合、当日に暴風警報が解除されてもその日は休園となります。

避 難 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。 ・津波避難訓練は、年1回以上実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

【Jアラートを通じて緊急情報が出された場合】

- 1 愛知県に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」が出された場合

登園前	自宅で安全確保 続報によって安全確認できたら、登園
登園中	近くの建物等で安全確認 続報によって安全確認できたら、そのまま登園
在園中	幼稚園で安全確認
降園中	近くの建物等で安全確認 続報によって安全確認できたら、そのまま降園

- 2 発射情報に引き続き「落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）」が出された場合、引き続き屋内に避難する必要があるため、自宅待機中の場合は登園を見合わせ、安全が確認されるまで、休業とします。

園に幼児がいる場合は、安全が確保されるまで、園で待機させます。

登園中の場合は安全確保に努めてください。

いずれの場合も、Jアラートによる続報に注意することが大切です。

3 発射情報に引き続き、「ミサイル通過情報」または「落下場所等についての情報（日本領海外の海域に落下）」が出された場合

屋内に避難する必要がなくなるため、自宅待機中の場合、地域の安全を確認し、「きずなネット」等で登園する時刻等についてお知らせします。園に幼児がいる場合は通常保育となります。

第14 虐待防止

当園は、園児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するとともに、職員に対し研修を実施します。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長・主任 苦情受付担当者 園長・主任
名古屋市教育委員会指導部 指導室（幼稚園担当）	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話 052-972-3234 FAX 052-972-4177 <受付> 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。
- (3) 学校において予防すべき感染症の疾患の場合は医師の診断をもとに出席停止となります。
特に、次の感染症にかかった場合は、休まなければならないことが法律で決められていますので、分かり次第すぐに幼稚園に届けてください。また、医師の許可を受けてから登園してください。

[主な感染症]

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹水痘（水ぼうそう）、結核、赤痢、チフス、流行性角結膜炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、新型コロナウイルス感染症など

- (4) 登降園の時は必ず職員に一言かけてください。
- (5) 欠席の場合は、8:30～8:45に電話かFAXで必ず連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。

※ この重要事項説明書の内容は、令和5年 4月現在の情報です。

【別 表】

1 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和4年度の場合）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
新年度用品代	ゴム印、作品袋、パス、はさみ、名札など、園児が主に個人で使用する教材・教具のうち、年度の初めに一括購入するものについて、その実費を徴収する。	3歳児 1, 110円程度 4歳児 3, 015円程度 5歳児 1, 385円程度
用品費及び文房具費	教育活動で使用する教材・用品の費用について、その実費を徴収する。	月額 100円程度
行事参加費	運動会、遠足、誕生会やクリスマス会等の行事等の実施に際し、その実費を徴収する。	月額 1, 500円程度
その他の費用	本園の利用において随時必要とされるものに係る費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるものについて、その実費を徴収する。	その都度本園が定める額

※金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

2 預かり保育にかかる利用者負担

項 目	預かり時間	金 額
預かり保育利用料 +おやつ代・教材費 100円（日額）	3時間まで	日額 350円
	6時間まで	日額 600円
	8時間まで	日額 800円

※「保育の必要性の認定（施設等利用給付2号認定）」について申請し認定を受けた方は、利用日数に応じて最大月額11,300円まで「預かり保育利用料」が無償化されます（「おやつ代・教材費」は無償化の対象外）。この場合は、上記表に基づく額を一度お支払いいただいた後、無償化の対象額について名古屋市（名古屋市在住の場合）から保護者の方にお支払いすることとなります。

3 （独）日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担

年額 205円